

令和3年 第11回香芝市教育委員会会議（10月定例）会議録

日時 令和3年10月28日(木)
午前10時00分より
場所 香芝市役所5階 委員会室

〔出席者〕

教育長 小西 友吉
委員(教育長職務代理者) 田中 貴治
委員 三岡 正美
委員 關野 英明
委員 山田 綾子

〔欠席者〕

なし

〔事務局〕

教育部長 澤 和七
教育部次長、学校教育課長事務取扱兼任 高木 信行
教育総務課長 玉村 晃章
保健給食課長 田中 宏樹
学校支援室長 中里 倫
学校支援室参事 陀安 龍也
こども課長 上平 直美
生涯学習課長、青少年センター所長兼任 奥田 昇
市民図書館長 大橋 典子
学校支援室指導主事 澤田 善広
学校支援室指導主事 浦野 達矢

〔書記〕

教育総務課主幹 松田 陽介

- 日程1 定足数の確認
日程2 開会の宣言

教育長 定数に達しておりますので、令和3年第11回香芝市教育委員会会議（10月定例）を開会いたします。
委員並びに、事務局、傍聴にお越しの皆様方に申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、またはマナーモードにしてください。また、香芝市教育委員会傍聴規則第6条により、写真録音等が禁止されていますのでよろしくお願いいたします。

日程3 署名委員の指名について

教育長 本日の署名委員は、田中委員と三岡委員にお願いいたします。

日程4 教育長の諸報告

教育長 それでは、日程に基づきまして、日程4の諸報告として、私から報告をさせていただきます。お配りしている日程表に基づきましてお話させていただきます。

10月2日(土)市立小学校9校の運動会がございました。私も9校全てを回らせていただきまして、元気に活動する子ども達の姿を目の当たりに見ることができました。

10月4日(月)、5日(火)に教育総務課長と共に幼稚園、認定こども園、保育所、小学校全ての遊具の視察をして参りました。今後、塗装をしっかりとしなければいけないところ、劣化に伴い遊具の買い替え等があったところを確認して参りました。そんな中で、ある保育所ですが大変遊具の管理が素晴らしい保育所がございました。きちっとペンキ塗装を昨年のコロナ禍の中で職員作業としてされていました。プロの業者がしているように素晴らしいものでありましたので、これは小学校の先生方にも紹介しようということで今考えております。教頭会、体育主任の先生方には是非とも見ていただきたいと思っております。

11日(月)青少年主張作文審査会、例年通りたくさんの作文が出ておりました。素晴らしい作文が多々ある中で優秀作品を何点か選ばせていただいております。また後日、表彰式もございます。同じくこの日に、ボルダリング世界選手権出場の市長表敬訪問ということで、香芝北中学の3年生の生徒が世界選手権第3位に入りまして、表敬訪問していただいております。

12日(火)の市立小中学校臨時校長会、特に修学旅行についての最終確認をしました。先週から小学校の修学旅行が始まっております。先週、今週ではほぼ小学校は終わります。その後、4中学校の修学旅行も行われるようになっていきます。今の状況でいくと14校全て上手く修学旅行を乗り切れると考えております。

16日(土)幼稚園2園、保育所2所、小学校1校が大変天気の良い中で最後の運動会がございました。元気に保育所、幼稚園の子ども達が動く姿、そして小学校1校残っていたわけでございますけれども頑張っておりました。その姿を見せていただきました。

26日(火)奈良県都市教育長会議でございました。その中で特に出てきた話題としては学力です。どの市も学力が県平均よりも下だったとほとんどの市が言われましたが、上の市はどこだったのかと思いながら聞いておりました。この間も言いましたように、香芝市はほぼ県平均並びに少し上の学校が多い状況でございました。それから不登校の問題も話題となって、どこの市でも同じようなことが大きな課題となっていることが分かってきましたので、教育委員会としても十分にこの課題を認識しながら解決に向かえるように頑張っていきたいと考えております。

昨日は香芝市教育委員会指定研究発表会を三和小学校でやっていただきました。私と指導主事と2人参加をさせていただきまして学習の様子を見てきました。コロナ禍の中やっと落ち着いてきた中で今月は2回程授業研究を見せていただいた訳ですけども、大変学校が頑張ってくれています。いろんな対策をしながら子どもの学習の確保を頑張ってくれている姿が良かったです。

9月30日(木)から本日10月28日(木)までの私の動静でございます。

只今の報告につきまして、質問等ございましたらよろしくお願いいたします。
質問がないようですので、日程5に進みたいと思います。

日程5(1) 教育財産の取得に関する申出に関する報告及び承認について

教育長 案件(1) 承第15号「教育財産の取得に関する申出に関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長 失礼いたします。承第15号「教育財産の取得に係る申出に関する報告及び承認について」の提案理由を説明させていただきます。

本案は、財産の取得に関しまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項に基づき、教育財産の取得に係る申出が必要であるところ、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項により本年10月1日付で教育長による臨時代理を行いましたので、同規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

何卒慎重ご審議の上、原案承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

教育長 只今の説明につきまして何かご意見ご質問等ございますか。田中委員。

田中委員 失礼いたします。この件に関しましては前回の教育委員会会議の中で、9月議会の案件の下、詳しく説明をしていただきました。これを設置していただくことによりまして職員、児童生徒が入る教室等全てに設置されるということで非常にありがたいということで感謝申し上げます。これでコロナ感染の予防という部分につきましてまた1つ進歩するのかなと思っております。去年も実際は11月くらいからまた再感染という部分もありました。一般競争入札で1月初旬からとなっておりますが出来るだけ早く入手いただきまして、もし何段階かで分かれるようでしたら、例えば保健室であるとか特別支援の教室であるとか優先順位をつけていただいて遅滞なく設置していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。他に質問はございませんか。三岡委員。

三岡委員 失礼いたします。こちらの空気清浄機を設置していただけるということで大変ありがたいことだと思っております。性能も非常に良いそうですのですごく安心感があるわけなのですが、私が実際コロナ患者をたくさん見られている専門のお医者様方とお話をさせていただく中で、空気清浄機というものは確かに良いけれども、やはり基本的な換気の徹底や、給食時の黙食ということが非常にコロナ感染の予防には一番有効なことなので、子ども達にはこれから寒い時期になりますけれども、暖房を入れながらもきちっと換気をして黙食を徹底するように心掛けていただきたいと思います。

教育長 他にご質問等ございませんか。
本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程５（２）香芝市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱に関する報告及び承認について

教育長 案件（２）承第１６号「香芝市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱に関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いします。生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼いたします。只今、提案になりました、承第１６号「香芝市教育委員会指定管理者選定委員会委員の解嘱に関する報告及び承認について」につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

スポーツ推進委員関係選出の三吉喜代子さんから一身上の都合により辞任の申し出がありました。

つきましては、香芝市教育委員会指定管理者選定委員会委員の解嘱について専決処分をいたしましたので、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第４条第２項の規定により報告させていただきます。

なお、今回の解嘱により委員は９名となりますが、香芝市附属機関設置条例第２条に委員の定数は１０名以内と定められていますので、今回の解嘱に伴う新たな委嘱はございません。

何卒、慎重審議頂きご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

教育長 只今の説明につきまして何かご意見ご質問等ございますか。
本案について、ご異議ないでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程５（３）香芝市立幼稚園規則及び香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正することについて

教育長 案件（３）議第２４号「香芝市立幼稚園規則及び香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正することについて」を事務局より説明をお願いします。こども課長。

こども課長 改めましておはようございます。只今、提案になりました、議第２４号「香芝市立幼稚園規則及び香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正することについて」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。議案書５ページ、６ページ及び参考資料３ページから５ページをご覧ください。

本案は、令和３年９月２７日に香芝市議会９月定例会で可決されました香芝市立認定こども園条例の一部改正に伴い、香芝市立幼稚園規則及び香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第２項第２号の規定により議決を求めるものでございます。

主な改正点としましては、香芝市立幼稚園規則の第４条の表中、第５条第１項の表中香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則第４条の表中の真美ヶ丘東幼稚園の項を削除するものでございます。

尚、本規則の施行期日は令和４年４月１日としております。

何卒慎重ご審議の上、原案可決賜りますようよろしくお願いいたします。

教育長 只今の説明につきまして何かご意見ご質問等ございませんか。關野委員。

關野委員 一部改正になりましたけれども、これは令和元年に出ていました再編成に関する基

本方針がありましたけれども、1期、2期に分かれていたと思います。この真美ヶ丘東幼稚園については、住民や保護者の理解を得られたら進めていくというのがありましたけれども、それに則ってやっており、そして皆さんの理解が得られたと解釈してよろしいでしょうか。

教育長 こども課長。

こども課長 その通りでございます。保護者の説明会は令和3年6月30日にご説明をさせていただきまして、理解を得られましたので進めさせていただいております。以上でございます。

教育長 關野委員。

關野委員 こども園化するということで、3ページから5ページになりますが、真美ヶ丘東幼稚園は市内でも人数が210名と多いですが、これが無くなってこども園になる時に合計180名になるのですか。210名のところが180名と定員が少なくなっていますが、理由をお聞かせ下さい。

教育長 こども課長。

こども課長 失礼いたします。総定員が減っている理由といたしましては、幼稚園は幼稚配置基準第3条に1学級の幼児数が35名のクラス数となっておりますので、210名となっております。認定こども園になりましたら、幼保連携型認定こども園という定員の学級規制がございまして、部屋面積1人あたり1.9㎡に対しまして人数を換算させていただくことになります。部屋の面積が1クラス62㎡ございますので、1クラスを30人設定とさせていただいた中で、認定こども園ですので1号認定と2号認定の合わせての人数ということになっておりますので、6クラスで180名の定員とさせていただきます。以上でございます。

教育長 關野委員。

關野委員 そうなりますと、定員が減ったということで待機児童が増えてくるということはないのでしょうか。

教育長 こども課長。

こども課長 参考になりますが、今幼稚園の申込が一応終わっておりまして、そのことに関しましては3歳児が小学校中学校区域外を合わせまして現在37人の申込と、今現在ですが2号認定の保育の利用の申込がございまして、合わせて48名ということになっておりまして、60名の定員を1学年としておりますので、現在余裕がある状況となっております。合わせまして4歳児も今のところ54名、5歳児も43名というところでございますので確保は出来ていると思っております。以上でございます。

教育長 關野委員。

關野委員 わかりました。それで今後また増えてくるかもしれませんが、ただ2ページですが、今保育の方のニーズが高くなってきていると思います。また東の方のこども園も増えてくるだろうと思いますが、その中で保育の定員が40名になっていますけれども、これは目安として考えてよろしいでしょうか。弾力的に実施していくということでよろしいでしょうか。

教育長 こども課長。

こども課長 失礼いたします。2ページに載っている保育に関しましては預かり保育ということになっておりますので、幼稚園の1号認定のお母さん方が就労や子育て支援ということで利用される40名ととっておるような状況でございます。

教育長 教育部長。

教育部長 2ページの方は預かり保育ということで先ほど課長が申したようになっておりますけれども、実際の定員というのは1ページの1号認定135人、2号認定が45人となっております。これは先ほど委員が仰いましたように2号で申し込んで1号に変わりたいや、1号から2号に変わりたい等、途中で変わることもありますので、弾力的に運用できるようになっております。以上でございます。

教育長 他にご質問等ございませんか。
それでは、本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程5(4) 香芝市立認定こども園条例施行規則の一部を改正することについて

教育長 案件(4)諮第4号「香芝市立認定こども園条例施行規則の一部を改正することについて」を事務局より説明をお願いします。こども課長。

こども課長 失礼いたします。只今、提案になりました、諮第4号「香芝市立認定こども園条例施行規則の一部を改正することについて」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。議案書の7ページ、8ページ、参考資料1ページ、2ページをご覧ください。

本案は、令和3年9月27日に香芝市議会9月定例会で可決されました「香芝市立認定こども園条例」の一部を改正したことに伴い、香芝市立認定こども園条例施行規則の一部を改正するために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則により意見を求めるものでございます。主な改正点といたしましては、香芝市立認定こども園条例施行規則第9条の表中第10条の第1項の表中及び第19条第2項の表中に香芝市立認定こども園真美ヶ丘東幼稚園の項を追加するものでございます。尚、本規則の施行期日は令和4年4月1日としております。

何卒慎重ご審議の上、ご意見賜りますようよろしくお願いいたします。

教育長 只今の説明につきまして何かご意見ご質問等ございませんか。山田委員。

山田委員 失礼いたします。真美ヶ丘東幼稚園が認定こども園として運営されることになりますけれども、1号認定2号認定ですと、先生の持つ資格も変わってくると思うのですが、先生方の人員は確保できているのか教えてください。

教育長 こども課長。

こども課長 失礼いたします。認定こども園に関しましては幼稚園の免許証、保育士資格を持っているものの配置を予定しておりまして、今、クラス数職員数に合わせまして人員の確保、人員の適正配置を考えているところでございます。できる限り見合った職員を配置できますように努力していきたいと思っております。以上でございます。

教育長 山田委員。

山田委員 ありがとうございます。4月からの受け入れということなのですが、人員と同じく施設の設備の進み具合、進捗具合を聞かせてください。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 施設につきましては、ほぼ工事が終わっております。一部不具合箇所がございます。今その設計中でございます。以上でございます。

教育長 他にご質問等ございませんか。山田委員。

山田委員 失礼いたします。真美ヶ丘地域の保育需要は非常に高く、先ほど關野委員も仰っていましたが、保育所の入所倍率もすごく高いと聞いております。認定こども園になることによって、どれだけ解消されるのか気になったのですが、先ほどのお話で教室の面積が大きくなるということによろしいのでしょうか。

教育長 こども課長。

こども課長 実状を申し上げましたら、今真美ヶ丘保育所を希望されましても中々入れず、真美ヶ丘東幼稚園の預かりを利用されながら働いてらっしゃる保護者の方もいらっしゃいますので、真美ヶ丘東幼稚園がこども園化になりましたら、2号認定保育利用というものの枠が増えますので、またそちらの方の希望者もおるということで、需要は広がるのではないかと考えております。部屋の面積は幼稚園の時よりも定員をとる人数は減りますが、入所希望数等を考えますと現状のままで大丈夫なのかなと考えております。以上でございます。

教育長 他にご質問等ございませんか。關野委員。

關野委員 確かに保育のニーズが高まっていますが、人数が減っていますので、その分待機児童等がでないかを心配しておりました。それと、この下の10条で規定に関わらず、これは満たない場合にはそれぞれの区域からいけると考えてよろしいですね。その辺り調整するという形があるのですか。

教育長 こども課長。

こども課長 失礼いたします。1号認定幼稚園として利用されるお子さんに関しましては、空いてれば中学校区までは入所することができまして、保育として利用されるお子さんに関しましては全区域香芝市内から行くことができます。只、お子さんの発達等いろいろ考えましたら、地域の小学校を目指しておられますので、地域の方が多い状況となっております。

教育長 他にご質問等ございませんか。
それでは、本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程 5（5）その他

教育長 案件（5）その他として各課より報告があればお願いいたします。教育部次長。

教育部次長 失礼いたします。新型コロナウイルスの感染症対策について現段階のご報告をさせていただきます。

全国で10月1日に緊急事態宣言が、又、奈良県で緊急処置措置が解除されて以降ですが、香芝市内の学校等におきまして、感染者はない状況になっております。そのような中で、先ほど教育長からもありましたが、先日10月21日から小学校で修学旅行が予定通り実施されまして、本日までに小学校7校が無事に出発しています。

また、修学旅行の出発に先んじて10月12日に臨時の校長会を行いまして、新型コロナウイルスの陽性者判明時の対応について協議をいたしました。こちらについては、すでに委員の皆さまにはご報告をさせていただいているところでありますが、改めてこの場で報告をさせていただきます。これまで陽性が判明し、保健所の指示によりながら学校で集団の囲い込み検査が実施された場合につきましては、陽性者の拡大の範囲が確定するまで全校の児童生徒を対象とした臨時休校を実施してきました。

しかしながら、昨今の感染者数の状況から、保健所の指導によりながら、臨時休業の範囲を陽性者となった当該児童生徒の学年で行う方針に変更いたしました。なお、家族がPCR検査を受検されている場合、出席停止扱い等でお休みをいただくという対応はこれまでと同じでございます。

また、校長会の協議の中で、学年限定で臨時休業を行うことで、陽性者が誰か、わかってしまいやすくなると危惧される声がありました。これまで以上に人権に配慮した指導を行っていくことが必要であることについても校長会の中で確認され、学校で対応していただくとなっております。

また、これまで突然の臨時休業に対応するため、原則毎日のクロムブックの持ち帰りの指示をしてきました。ところが、臨時休業の可能性が低くなってきていることや遠距離を重たい荷物を持って通学する低学年児童の状況も聞き及びまして、現段階で、コロナ対応としての毎日のクロムブックの持ち帰りにつきましては一旦停止することとしました。尚、今後の感染状況の拡大によっては、臨時休業に備えての端末の持ち帰りにつきましては再開する可能性はあると思っております。

これまで臨時休業に備えまして、教職員も大変苦勞をさせていただきまして、同時にICTの活用スキルというのも相当に身につけていただくような機会となったと考えております。今後はこれまでのこの状況の中で培っていただいた経験を生かしていただきまして、授業中のICT機器の活用はもちろんでございますが、家庭学習におけるクロムブックの適宜の持ち帰りも含めました課題の提示等、GIGAスクール構想の推進に向けての指導も改めて進めていきたいと考えております。コロナに関わりましての報告は以上でございます。

教育長 只今の報告につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いします。田中委員。

田中委員 1つ教えていただきたいことがございまして、毎日の持ち帰りの部分でクロムブックの端末の充電のことについては問題ないかと思いますが、例えば数日学年閉鎖となった場合、それを実際に使った際の充電に関しては、特に今のところ何か問題等はないのでしょうか。

教育長 教育部長。

教育部長 今、持ち帰りを無くして学校置きに切り替えるということですが、持ち帰りを常時実施していた時には、充電器を合わせて持ち帰って、家に充電器は置いていただいております。ですので、学校で充電をする形ではなく、家で充電をして学校で使う形をとらせていただいております。今後は充電器を学校に置いて学校で充電をして、必要な時には持ち帰って家でパソコンを使って次の日に充電をするという形に切り替えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

教育長 他にございませんか。
ないようですので、次の報告をお願いいたします。学校支援室長。

学校支援室長 失礼いたします。私からは香芝市いじめの防止等のための基本的な方針についてご報告をいたします。こちらは平成26年の策定以降平成29年の一部改訂を経て現在に至っております。この改訂の後、国ではいじめの防止等のための基本的な方針の改定、あるいはいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定がなされました。これを受けまして、今回2度目の改定をする運びとなった次第でございます。改定にあたりましては、これまでの取り組みや、国、県から出された基本方針の改定内容を参考にし、また、いじめ不登校等対応委員会の委員の皆さん方からご意見をいただいた上で進めて参りました。改定いたしました基本方針につきましては、お手元に資料としてお配りしております。今回提示させていただくにあたりまして前回より追記した部分に網掛けをつけております。

主な改定内容でございますけれども、まず2ページです。いじめの定義についてでございますが、いじめといいますのは喧嘩やふざけ合いの中に潜んでいるということもありますので、これまで喧嘩は除くという文言があったのですが、これを削除しております。つまり、些細な兆候も見逃さないということ、これはこれまで学校現場には指導しておるところでございますけれども、改めてこれを強調いたしました。

続いて3ページのいじめの早期発見の項におきましても同様に改定をしておるところでございます。

続いて4ページでございますが、いじめの解消についての考え方を新たに追記いたしました。これにつきましても先ほど申し上げたことと同様でございますが、学校現場にはこれまでもずっと言っておるところではございますけれども、単に謝罪をもって安易に解消するというものではないということ、また解消した後も心のケアや支援を行うということが必要であることは言うまでもないことではありますけれども、これにつきましても改めてお示ししたところでございます。

その他のところでございますが、9ページでございます。いじめへの対処についてということでこちらも追記をしております。これも同じように学校現場にはこれまでもお願いをしておるところではございますけれども、加害児童生徒あるいは被害児童生徒共に保護者の了承や、保護者の協力を得ながら進めることが大事であると、また教職員のみならず様々な関係機関の連携の下で組織的に取り組むということが肝要であるということも盛り込んでございます。

最後12ページにも同様に調査結果を踏まえた対応ということで加害児童生徒に対する指導及び再発防止について記載をしたところでございます。

今後でございますけれども校長会等を通じましてこの改訂版を提示するとともに、各学校現場におきましても今年度中に各学校のいじめ防止基本方針の見直しを行っていただきたいと考えております。これまでも、折に触れまして、方針について現場の先生方共有していただいて取り組みを進めていただいております。以上ご報告

させていただきます。

教育長 ご意見ご質問等ございましたらよろしく願いいたします。田中委員。

田中委員 説明ありがとうございました。今、改定内容の部分の説明を受けまして自分の発達段階の時に一体どうだったであろうと少し考えておりました。特にこの中で、やはり加害生徒に対する指導の部分と喧嘩というものを単純な喧嘩と捉えないと、この2つが大きな要件かなと思います。特に先ほど言いました私自身の発達段階で考えた時に、例えば加害側だったとした時、そういう行為をやっている時というのは恐らく自分自身はさほど悪いことはしていないと、どちらかと言えば相手も悪いではないかというのがよくあったのではないかなと、自分自身そのように思うところもあります。これは、発達段階の中で解消していかなければいけないので、いきなりこのことを言って、彼ら彼女らが理解できると全く思えませんので、こういう基準を作っていて折に触れて指導していただいて、落ち着いてくれば理解できることも恐らく増えると思うのです。学校現場で多分仕事もいろいろあり大変だと思うのですけれども、辛抱強くやっていただくことでこういう問題というのは、いきなりゼロにはなりませんけれども収斂していく部分は多いのではないかと自分自身の過去の記憶から思います。現場の先生方には、いろいろご負担もかけるかと思いますが、スクールカウンセラーの先生等含めまして、チームの形で対応いただけたらなと思います。以上です。

教育長 学校支援室長。

学校支援室長 ご意見ありがとうございます。本当に委員の仰る通り、やはり粘り強く子どもと対峙していくということが大切であると思っております。また、発達段階に応じながらどの発達段階におきましても事象にのみこれはどうだということではなく、心に訴えかける指導が肝要であるのかなと考えております。今日いただいたご意見、また校長会あるいは各学校で実働的に動いている教職員に指導する上で生かしていきたいと思っております。ありがとうございます。

教育長 他に質問等ございませんか。關野委員。

關野委員 いじめの防止基本方針ですけれども、私も現役の時に丁度管理職をやっておりましたので、部長と一緒に学校でのこの方針を作ったという経験もあります。その中で見まして、7ページの2番の真ん中の組織の名称でいじめ対策委員会がありますけれども、いじめらしいというのが出てきたらいじめ対策委員会を開くということになるのですけれども、かなりの人数がありまして中々集まり切れません。その前にこの一番下に緊急会議というのがあります。この緊急会議というのが私達も学年の当事者と管理職を含めていじめ緊急対策委員会というものを発足したのです。それを発足してその中で十分検討して、それからいじめ対策委員会へもっていき、そこでまた検討すると、従来事象であればカウンセラーとかいろいろ居ますので、そういうような気がありましたけれども、これは各学校において、これを基にしていじめ対策委員会の一手手前の緊急対策委員会というのでも発足することも可能なのでしょうか。それと、緊急対策委員会を発足した場合に必ず保護者にこういう対策委員会を発足すると、そしてこれで本格的な対策委員会にもっていくのだとすると保護者も本人もそこで一安心します。そこで安心感を持たせる上でも、このように段階的にやったことが、今考えてみたら非常に良かったのではないかと思いますので、これも参考として考えていただいたら結構だと思います。

教育長 学校支援室長。

学校支援室長 ありがとうございます。緊急対策委員会等々名称はそれぞれだと思います。また、学校規模によりましては、小規模の学校でありましたらその段階の数も変わってこようかと思えますけれどもすぐに対応していかなければならないという時に、このメンバーという、実際にもうすでに各学校ではそういった段階を踏んだ委員会を立ち上げていると聞き及んでおりますが、今いただいた意見を改めて学校には伝達をしていきたいと思えます。また、保護者の方に安心をいただくといった点も本当に学校は大事にしていかなければならないことかと思えます。貴重なご意見をありがとうございます。

教育長 他にございませんか。三岡委員。

三岡委員 失礼いたします。私もこれまで学校でのいじめ問題に保護者の方々の間に入って関わらせていただいたことがございますけれども、その中でやはり一番大変だと思いますのが、本当にいじめのきっかけというのは些細なこと、ボタンの掛け違いから始まって、そこで先生方の対応が不十分であった、不手際があったということが大きな問題に発達していったケースもございまして、最終的に重大事案になった場合やはり調査結果の公表ということが大変になってきていたわけなのですが、今回香芝市の基本的な方針の中でこの調査結果の公表ということをしつかりと明記していただいたということは非常によろしいかと思えます。やはり保護者の方々にもこの辺のご理解をいただいて、事が大きくなった場合にはこういう公表ということがございますということが大切だと思います。今回のこの基本的な方針を新たに策定していただいたのは、またホームページでアップしていただけたと思うのですが、その場合保護者の方々にもできるだけご覧いただくように、今いじめ問題に関りがなくても目を通していただける呼びかけをしていただけたらと思えます。

教育長 学校支援室長。

学校支援室長 ありがとうございます。いじめの定義が何であるのかといったことは教職員や子どものみならず、保護者の方にも知っていただく必要があろうかと思えます。保護者の方への呼びかけということは考えて参りたいなと思っております。また、公表のことについて、ここにも書かせていただいている通りではございます。公表するのか否か、そういったことも含めながら慎重な判断が求められるものではないかと考えておりますので、こちらについても十分な検討をした上で進めて参りたいと考えております。ありがとうございました。

教育長 他にございませんか。山田委員。

山田委員 失礼いたします。今のいじめは昔と違って目に見えないいじめもすごく増えていると思えます。インターネットを通じて行われているSNSでの誹謗中傷等がすごく増えていて本当に目に見えません。大人が気づいた頃には手遅れという悲しい事案がニュースでも流れていますが、それを踏まえると情報の公表というのは大事なことだと私も思えます。また検討をよろしくお願いいたします。

教育長 学校支援室長。

学校支援室長 ありがとうございます。十分私共もそのことの大切さをしっかりと考えながら進めて参りたいと思えます。今、委員が仰いましたように目に見えにくい事案があるわけ

でございますけれども、故に教職員だけではなくて子ども達を取り巻く全ての大人が手を携えながらやっていけるという形を構築していくことも大変大事なことで思っております。貴重なご意見をありがとうございました。

教育長 他にご意見等ございませんか。
 各課からの報告は他にございませんか。生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼いたします。先ほど教育長の動静にもございましたが、10月20日に香芝市体育施設指定管理者募集に伴う2次審査を実施いたしました。結果、ミズノグローブを候補者として選定することとなりました。次回の教育委員会会議において改めて調定させていただく予定をしております、12月の香芝市議会において承認を本契約する予定になっております。以上よろしくお願いいたします。

教育長 只今の報告につきましてご意見ご質問等ございませんか。
 他に報告はございませんか。
 ないようでしたら以上で終わらせていただきます。
 それでは、次回の令和3年第12回教育委員会会議は11月26日金曜日、午前10時の予定でお願いしたいと思います。
 本日の案件は全て終了いたしました。
 これをもちまして、令和3年第11回教育委員会会議を閉会といたします。委員の皆様方におかれましては、慎重審議をいただきましてありがとうございました。以上で散会といたします。

(午後10時53分 閉会)